



幸多き一年になりますよう
心よりお祈り申し上げます
本年もどうぞよろしく願いたします





2024年1月1日以降、電子取引のデータ保存が
必要になる「**電子帳簿保存法**」
準備は済んでいますか？



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。



保存が必要なデータとは？

「紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類に相当するデータ」を保存する必要があります。

請求書、納品書、契約書、見積書、注文書、検収書、ネットBK振込票、領収書、送り状、ECサイト購入領収書他

これはあくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

又、受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

楽一で簡単な操作で法に準拠した電子保存対応ができます。

カンタン操作で、電子取引データをしっかり保存・管理

STEP 1

電子取引データ (PDF) を取込



デスクトップ上の
おまかせ eBOX に
ドラッグ&ドロップ

STEP 2

自動取込内容を確認・登録



SMB メールで送付した PDF も自動保存



STEP 3

法に準拠した検索方法で確認



保存した書類は、
デスクトップ上の
おまかせ eBOX 書庫管理
からいつでも確認可能

おまかせ eBOX

お気軽にご相談ください。デモ体験できます。

株式会社リアライズ

塩尻市広丘吉田1150-3

TEL0263-57-1873 / FAX0263-57-1874